

## 第 4 9 号議案

### 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

### 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

別表中

「

円 1 2, 4 4 0	円 1 3, 3 2 0	円 1 4, 2 0 0
1 0, 6 7 0	1 1, 5 5 0	1 2, 4 4 0
8, 9 0 0	9, 7 9 0	1 0, 6 7 0

」

を

「

円 12,500	円 13,350	円 14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

」

に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例案要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額表を次のように改めること。

階 級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
	円	円	円
団長及び副団長	12,500 12,440	13,350 13,320	14,200 14,200
分団長及び副分団長	10,800 10,670	11,650 11,550	12,500 12,440
部長、班長及び団員	9,100 8,900	9,950 9,790	10,800 10,670

上段：改正後  
下段：改正前

- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。